

労働保険料の口座振替納付のお知らせ

労働保険料については、現在、金融機関や労働局の窓口より納付することとなっておりますが、H23年度第3期納付分より口座振替により納付することが出来るようになりました。

【開始時期】

H23年度 第3期納付分より

※H23年10月20日（木）からH23年11月11日（金）までに口座振替の申込みをした場合となります。上記期間後の申込みについては、次年度（H24年度）以降で口座振替をすることが可能となります。

※現在、納付書が事業場に到着している H23年度第2期納付分については、口座振替をすることはできません。従来どおり金融機関、又は労働局より労働保険料を納付することとなります。

【必要手続き】

申込用紙（労働保険 保険料等口座振替納付書送付（変更）依頼書兼口座振替依頼書）に必要事項を記載し、口座を開設している金融機関の窓口へ提出いたします。

※取り扱い金融機関については、下記記載のホームページよりご確認ください。

（申込書、記入例）

現在、事業場に到着している第2期の納付書と同封されています。

※紛失した場合等はもよりの都道府県労働局、労働基準監督署にご確認ください。

詳細については、下記ホームページよりご確認くださいませようお願いいたします。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/hokenryou/>

以上